

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋換気空調系送風機室のドレンファンネル（管理区域）より空気が吸い込まれ、同建屋内非管理区域への空気の放出事象が認められたため、対応検討	A	3月24日公表済 (PDF173 KB) 3月25日再審議にてグレード変更 B→A

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
欠番				
2	1号機	主復水器細管洗浄装置の循環ポンプ（C）用シール水供給配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
3	3号機	原子炉補機冷却系熱交換器（B）の渦流探傷検査において、チューブリーク（1本）が認められたため、当該チューブを交換	D	
4	4号機	海水系配管用硫酸第一鉄注入装置の攪拌機用シャフトに変形（曲がり）が生じたため、当該攪拌機を点検・修理	D	
5	4号機	プロセス計算機の炉心監視用データの一部に一時的な上昇傾向が認められたため、対応検討	C	
6	5号機	常用空調系冷水ポンプ入口流量指示スイッチの点検において、指示値不良（オーバースケール）が認められたため、当該計器を点検・調整	D	
7	6号機	タービン建屋大物搬入口における管理区域内搬出物品の確認測定において、搬出汚染密度に管理値外れが認められたため、当該物品を回収	D	
8	集中環境施設	洗濯廃液系脱塩塔（A）の出口ストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	
9	その他	中間査察実施時期検討用として、当社から国際原子力機関（IAEA）に提出した「年間スケジュール」に、中間査察時に必要となる使用済燃料共用プール設備の燃料取扱機の点検予定時期の記載漏れが認められたため、「年間スケジュール（改訂版）」を提出及び対応検討	B	
10	その他	海生物処理設備消化機（A）用給水配管接続フランジ部のパッキンが凍結により5箇所破損し、そのうち1箇所より水のリークが発生したため、当該部（全5箇所）を点検・修理	D	
11	その他	水処理設備用流量計（2台）及び弁（1台）用フランジ部のパッキンが凍結により破損したため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで